

幕末石見銀山領の同居別株からみた家制度

廣嶋清志

Betsukabu: A family system in Iwami Silver Mine Territory in late Edo Period

HIROSIMA Kiyosi

1.はじめに

幕末のある時期から石見銀山領の宗門改帳に家の成員に同居別株（同家別株）という記述があることは、岩成・江面(1963)が忍原村について、山岡(1972)が宅野村について指摘した。同居別株の制度は1844年頃に石見銀山領の村々で一斉に政策的に開始されたものと見られ、宗門改帳の終了する1870（明治3）年まで減少しながらも存在した。このような幕末に現れ、また衰退した歴史的な存在である同居別株とは何か。これについて、岩成・江面(1963)は「形式的な小作株の保持による脱農化防止策の一つ」としたのに対して、山岡(1972)は宅野村の別株6例に基づき「別株というのは別のカマドという意味であって、江面氏が貢租単位として把握されているのはその一面に過ぎず、より広義な意味で家族法的に把握するのが自然である」「別株は小作株に限らず、…本百姓株も存在する」と指摘した。同居別株は家族法的制度としてとらえるべきものというこの指摘に、別株の本質は尽くされていると思われるが、家制度に関連する宗教、寺檀制度との関わりは言及されていない。本稿は、この点を含めて、幕末における家制度がどのように展開したかを考察するため、別株の発生・消滅過程を別府村、忍原村について簡単に見た上で、熊谷家文書の宗門改帳の63村6470軒の家に記載された別株204例について統計的に分析して、別株が家族の持つ社会経済機能とにどのように関わっていたかを検討し、その本質を考察するものである。

なお、同居別株は、実際にはあとで見るように様々な記載形式があるが、もっとも代表的といえるこの用語で代表させる。

2.同居別株の開始と終焉

石見銀山領の村々の宗門改帳が伝存している村について同居別株の記載を検討すると、宅野村では1839年なし、1856年、1864年に記載が見られ、したがって、1839年以後1856年以前のある時期からとされている（山岡1972）。今浦村の宗門改帳（島根大学附属図書館、2007年収蔵）は最新年次のもものは1841年で、それ以前には別株は存在しないので、1842年以後のある時期からであることがわかる。島根大学附属図書館の坂根家文書の別府村宗門改帳は最古が1848年で、ここにすでに別株があり、1848年以前のある時期からである。同坂根家文書の忍原村の宗門改帳では1843年以前に同居別株はなく、記載開始は1844年からである。

以上の例から、同居別株の宗門改帳への記載が認められたのは、石見銀山領においては1844年からであると推測できる。

石見銀山領において、別株の展開過程を把握するために連続した年次の宗門改帳が利用可能な村は極めて限定されているが、ここでは忍原村と別府村について検討する。

表1 忍原村の家数、人口、別株数の推移

年次	家数	人口	別株(人)	下男・下女	別株割合	平均家成員
1818	100	398	0	7		3.98
1833*	85	298	0	3		3.51
1834	112	391	0	6		3.49
1835*	87	293	0	4		3.37
1836	111	391	0	5		3.52
1837*	84	285	0	3		3.39
1838	104	350	0	3		3.37
1839	103	353	0	6		3.43
1840	105	333	0	4		3.17
1841	104	356	0	3		3.42
1843	103	349	0	6		3.39
1844	104	350	6	3	1.7	3.37
1845	103	360	6	2	1.7	3.50
1846*	77	277	10	1	3.6	3.60
1847	101	357	10	0	2.8	3.53
1848	98	363	15	0	4.1	3.70
1850	99	385	17	0	4.4	3.89
1851	97	365	16	0	4.4	3.76
1852	94	360	15	1	4.2	3.83
1853	96	360	14	1	3.9	3.75
1854	96	365	13	1	3.6	3.80
1856	94	379	16	1	4.2	4.03
1860	96	392	13	1	3.3	4.08
1861	97	381	13	1	3.4	3.93
1863	98	370	12	1	3.2	3.78
1865	101	397	12	1	3.0	3.93
総数	2549	9258	188	64		

*の年次は宗門改帳に欠落があり、全村ではない。
別株割合(%)は別株数の人口に占める割合。
平均家成員(人)は家の平均成員数。

坂根家文書の忍原村の宗門改帳における「同家別株」、
「別株」の記載は、表1のよ
うに、1844年からで、同年6
人が現れ、1850年の17人ま
で増えていくが、以後1865
年の12人まで減少していく
(1)。なお、ここでは世帯主
の続柄が「同家別株」（うち
3件は別株とのみ記載）であ
るものを個人単位で数える。
同じ家の中で別株個人の消長
は異なるからである。1850年
の17人は忍原村人口の4.4%
にあたる。一方、戸主との続
柄のうち、下男、下女の記載
人数は、1818年の7人から別
株の出現する1844年に掛け
て急速に減少し、ほぼ消滅し
ており、別株の出現が下男・
下女の消滅と関わっているこ
とが推定される。実際、下男
から別株に変化した個人も存
在する。各家の平均成員数は、

1840年代から1850年代に掛けて次第に増加し、4.0人前後に達した。これはこの村で別株が維持されていることと並行していると見られる。

一方、坂根家文書の別府村には1848（弘化5）年から1870（明治3）年、23年間（うち3年欠）の宗門改帳があり、これによれば、別府村の家数は1848年の60軒から1864年の71軒まで上昇し、以後減少し、1870年に64軒に戻っている。別府村の別株は、忍原村と同様に「同家別株」または「別株」のみ記載されている。別株は21の家に記載され、うち6つの家では2回の別株が生じた。

別府村の別株の数は、表 2 のようにすでに 1848 年に 15 人存在し、以後次第に減少しながら、宗門改帳の最終年次である 1870 年に 2 人減少した。1848 年の 15 人の別株は、村人口 227 人の 6.6%であるが、1870 年には 1.0%へと減少した。この間、家あたりの成員数は 3.78 人から 3.13 人まで減少しており、家の細分化が平均成員数と別株数の減少に表れているといえるだろう。

以上 2 村の別株の経

過から、家成員の大きさと別株の存在とが並行したといえるが、別株という制度が家の規模を維持することに役立ったといえるかどうかは結論づけられない。

3.同居別株の属性

この節では、熊谷家文書に含まれる一時点（1863、または一部 1864 年）の 63 村の宗門改帳⁽²⁾を用いて、各別株の持つ属性の特徴を明らかにする。これにより、別株がどのような目的で設定され、どのような機能を果たしたのか、別株の発生は、寺院側の信徒確保、宗門間の結婚への障壁、妻の財産権などの妻の地位と関係があるかなどを考察する。

本節では、一時点での観察であり、時間的な変化は生じず、別株各人の異なる動きは存在しないので、前節とは異なり、一つの家の別株はまとめて 1 件と数えることにする。

3.1 定義と基本的性格

宗門改帳の記載単位は「家」と記載されているが、この家がどのような集団であるのか、現代の世帯と同じと見なしてよいのかは不明である。各家の筆頭者は宗門改帳では何も記載されていないが、ここでは戸主と呼ぶことにする。

さきの 2 節では「(同家)別株」の記載を手がかりにして分析したが、本節では、これを少し拡大し、以下のものを別株とした。すなわち、宗門改帳上のある人に対して別株との記載があること、またはその記載はないがある成員に戸主とは異なる寺(宗門)の檀那であること、あるいは持高が別に記載されていることの 2 種である。すなわち、別株の記載がないものも別株とする。ただし、下男、下女、厄介など非親族の世帯構成員で寺が異なるものは別株としない。

表2 別府村の家数、人口、別株数の推移

年次	家数	人口	別株(人)	前年差	増加	減少	別株割合	平均家成員	
1848 弘化 5	60	227	15	-	-	-	6.6	3.78	
1849 嘉永 2	63	229	15	0	2	-2	6.6	3.63	
1850	3	63	229	9	-6	0	-6	3.9	3.63
1851	4	-	-	-	-	-	-	-	-
1852	5	61	230	12	3	3	0	5.2	3.77
1853	6	60	218	15	3	4	-1	6.9	3.63
1854	7	60	209	12	-3	1	-4	5.7	3.48
1855 安政 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1856	3	60	208	-	-	-	-	-	3.47
1857	4	63	212	11	-1	2	-3	5.2	3.37
1858	5	66	221	9	-2	0	-2	4.1	3.35
1859	6	66	222	8	-1	1	-2	3.6	3.36
1860	7	66	232	7	-1	0	-1	3.0	3.52
1861 万延 2	69	234	8	1	2	-1	3.4	3.39	
1862 文久 2	70	233	7	-1	2	-3	3.0	3.33	
1863	3	70	223	6	-1	0	-1	2.7	3.19
1864	4	71	229	5	-1	0	-1	2.2	3.23
1865 元治 2	69	224	5	0	0	0	2.2	3.25	
1866 慶応 2	69	217	5	0	0	0	2.3	3.14	
1867	3	70	220	4	-1	0	-1	1.8	3.14
1868	4	69	218	3	-1	1	-2	1.4	3.16
1869 明治 2	68	215	2	-1	0	-1	0.9	3.16	
1870	3	64	200	2	0	0	1.0	3.13	
総数					18	-31			

別株割合(%)は別株が人口に占める割合。

平均成員(人)は家の平均家成員数。

表3 別株の記載表現と記載方法

	総数	同記	別記
総数	201	125	76
なし	31	31	-
別株	54	48	6
同居別株	42	18	24
同居	16	6	10
同居分株	2	0	2
家内別株	33	17	16
家内	1	0	1
同家別株	14	1	13
同家	1	1	0
掛入別株	3	1	2
掛入	2	0	2
別株厄介	2	2	0

「なし」は、別株についての記載がないが、別の檀那寺名や持高が書かれている場合で、別株に相当するとしたもの。

同記は1軒の家の中に、別記は別の家として記載されているもの。

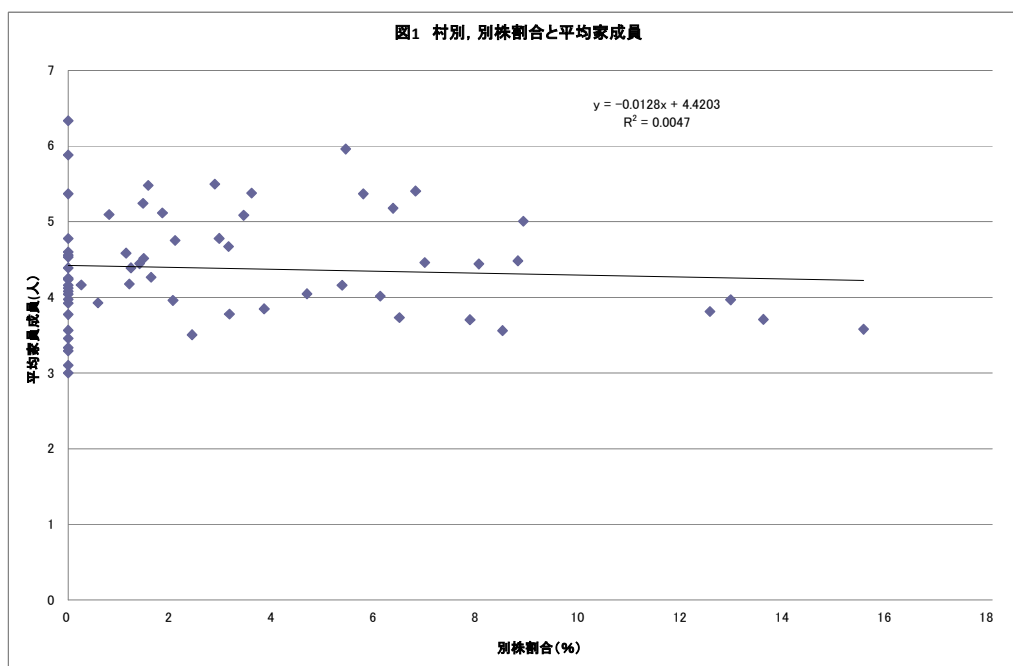
この定義によって別株は204件が見いだされた。うち3件は同一の家に2つの異なる別株が存在するので、別株の存在する家数としては201件である(表3)。これは全家数6,470軒のうちの3.1%にあたる。

別株204のうち上記の后者、すなわち別株としての記載がないものは31件である。このように別株であってもそのような記載がない場合があると考えたのは、実際、忍原村の宗門改帳(坂根家文書)についてみると、連続している年次で、別株の記載が始まった1844年以後のある年次に別株と記載されたものがその前後にはその記載がないことがあるからである。

別株との記載がなくて別株とした31件は、異なる持高が書かれているもの11件、別宗門別寺1件、または同一宗門別寺19件が書かれているものからなる。なお、逆に、異なる持高が書かれている場合は別株と記載されたものを含めて全部で

15件であるが、そのうち別株と明記されているのは、4件で、記載割合は36%である。別寺(別宗門含む)の場合は全部で143件であるが、うち別株と記載されていないのは20件、14.0%に過ぎない。別寺の場合には、別株と記載することがより重要だったと考えられる。

別株の記載表現は、表3のように、「別株」「同居(別株)(分株)」「家内(別株)」「同家(別株)」「掛入(別株)」と複数あるが、「別株」54件、「同居別株」42件の表現が最も多い。したがって、本稿ではこれらを代表して「同居別株」または「別株」と書くことにする。



別株のある家が村の家数に占める割合(別株割合)は、表4のように村ごとに相当違い、別株の存在する村(町)は40で、存在する村の方が多いが、皆無という村も23ある。この別株割合とその村の平均世帯規模との関係を見ると、図1のように相関関係は見られない(相関係数-0.07)。前節2.では、家成員の大きさと別株の存在は並行していると考えられたが、ここでは、別株の存在と村の平均世帯規模との関係は見られなかった。

別株の記載方法として、同じ家の中に書かれている場合(同記)(史料1参照)127件と別の家として書かれている場合(別記)(史料2参照)76件があり、前者が62.3%を占める。後者の場合は、「同居」「同家」などとされる家の戸主名が必ず記載されている。その戸主を同じ村に見つけることができた場合、これらを連結して一つの家として扱うことができる(58件)。しかし、19件は戸主が見つからない。その理由として、戸主が別宗門でその宗門の宗門改帳が欠落している場合がある。なお、「別株」とのみ記載された場合は、ほとんど(48/54=89%)が「同記」である。

別株の人数は、1人に限らず複数の場合がある。表5のように、平均1.62人である。記載方法別に見ると、別記では55件72.3%が1人であるが、同記では1人が57件、45.6%で、明らかに記載方法と関係があり、人数が少ないとき別記、多いとき同記になる傾向が見られる。

表4 村別の別株数および村家数に占める割合

郡	村番号	村名	別株数	家数	別株割合(%)	平均家成員(人)	
計			201	6372	3.2	4.5	
安濃	1	山中		9	0.0	4.8	
	2	川合村一宮領		49	0.0	4.1	
	3	太田北	4	196	2.0	4.0	
	那賀	4	太田		54	0.0	6.3
		5	八神	4	74	5.4	6.0
		6	上河戸		60	0.0	5.9
		7	下河戸	5	79	6.3	5.2
		8	市	3	105	2.9	5.5
		9	長良	5	87	5.7	5.4
		10	渡津	6	385	1.6	5.5
		11	黒松	18	203	8.9	5.0
		12	後地	10	280	3.6	5.4
		13	都治本郷	9	133	6.8	5.4
		14	上津井		90	0.0	4.5
邑智	15	畑田	1	89	1.1	4.6	
	16	原	1	72	1.4	4.4	
	17	八色石		62	0.0	4.2	
	18	谷住郷村入野組	4	117	3.4	5.1	
	19	谷住郷村谷組	1	84	1.2	4.2	
	20	谷住郷村住郷組	4	275	1.5	5.2	
	21	祖式村上ヶ組・瀬戸組	8	124	6.5	3.7	
	22	祖式村井ノ目組・市組	9	115	7.8	3.7	
	23	馬野原	4	31	12.9	4.0	
	24	湯谷村上組・下組	5	131	3.8	3.8	
	25	川下村谷戸組	1	173	0.6	3.9	
	26	川下村鉄山内		4	0.0	3.0	
	27	乙原		129	0.0	4.6	
	28	高畑	2	43	4.7	4.0	
	29	吾郷	6	191	3.1	3.8	
	30	奥山		72	0.0	4.2	
	31	小林		35	0.0	3.5	
	32	京寛原		46	0.0	4.0	
	33	大林		26	0.0	3.9	
	34	潮	1	48	2.1	4.8	
	35	長藤村源田山鍛次屋		6	0.0	3.3	
	36	井戸谷村栃野木鎌		10	0.0	4.6	
	37	井戸谷		67	0.0	4.3	
	38	片山	2	25	8.0	4.4	
	39	熊見	4	32	12.5	3.8	
	40	千原		75	0.0	4.0	
	41	久保		57	0.0	4.1	
	42	九日市	12	137	8.8	4.5	
	43	村之郷	4	75	5.3	4.2	
	遷摩	44	上	1	68	1.5	4.5
		45	新屋	11	181	6.1	4.0
		46	大家本郷	3	186	1.6	4.3
		47	荻原		59	0.0	3.1
		48	行恒		55	0.0	3.3
49		松代		53	0.0	3.6	
50		大屋	2	68	2.9	4.8	
51		鬼	1	82	1.2	4.4	
52		天河内		106	0.0	5.4	
53		大國村尾波組	2	64	3.1	4.7	
54		大國村上ヶ組	1	126	0.8	5.1	
55		大國	4	218	1.8	5.1	
56		忍原	13	96	13.5	3.7	
57		戸蔵		31	0.0	3.8	
58		福原		69	0.0	4.4	
59		三久須	5	72	6.9	4.5	
60		小浜	11	71	15.5	3.6	
61		大森	11	130	8.5	3.6	
62		白杯	2	83	2.4	3.5	
63		温泉津	1	399	0.3	4.2	

別株割合は別株数/家数。

史料1 同記の別株，一家に2つの別株
以下でも同じ)
(浄土真宗)

別株 二に九日市村
(史料中の算用数字は家番号，

66 一同宗 井戸谷村 長徳寺旦那印

安右衛門 借家
兼兵衛印

亥 五十三才

同寺旦那印

娘

いそ印

廿三才

長藤村 照立寺旦那印

村助印

娘

三十四才

同寺旦那印

たの印

家内別株

三才

大森町 西性寺旦那印

さした印

家内別株

六十一才

五人内 三人男
三人女

史料2 別記の別株，一家に2つの別株

別株 88

祖式村市組
しげの借家

44 一同宗 同村 同寺旦那印

勝平印

同 五十六才

同寺旦那印

妻

つや印

同 五十一才

同寺旦那印

娘

まつ印

同 十四才

同寺旦那印

倅

民藏印

同 八才

四人内 二人男
二人女

66 一同宗 同村 同寺旦那印

勝平家内別株

みか印

同 十六才

(浄土真宗)

勝平家内別株

藤四郎印

同 十七才

一人男

104 一同宗 祖式村 浄土寺旦那印

別株規模	総数	同記	別記
総数	201	125	76
1	112	57	55
2	68	53	15
3	12	9	3
4	6	3	3
5	2	2	0
6	0	0	0
7人	1	1	0
平均規模	1.58	1.70	1.39

別株が1戸に2つの場合が、規模2人68件に2件、規模3人12件に1件含まれる。
別株が2つあるうちの1件は、別記の規模3人の3件中に含まれる。

家成員(人)	記載のまま	別記の別株を編入
総数	182	182
1	4	0
2	10	6
3	28	25
4	18	21
5	27	19
6	28	29
7	20	30
8	23	25
9	10	9
10	6	9
11	4	5
12	2	2
13	2	2
平均(人)	5.77	6.19

また、別記の場合、別株を1つの家として連結しないと、小規模の家として家数が別株数分だけ多く数えられる。同記の場合はこの問題はない。ただし、別記の別株数自体が全世帯に占める割合(76/6470=1.2%)は大きくないので、全世帯の平均規模への影響はほとんどないとみてよい。全世帯の平均規模は4.53人であるが、別株のある世帯の平均規模は表6のように見かけ上、平均5.77人と、当然これより大きく、別記の別株を編入した場合、さらに大きく平均6.19人になる。このように別株の存在する家はそうでない家に比べて当然規模が大きくなるが、別株の制度が世帯規模の拡大を助長したといえるかどうかは疑問である。

別株の寺檀関係を本株(別株の同居する戸主の家の方をこう呼ぶことにする)の寺檀関係と対照させると、表7のように、別株204件のうち別宗門11件、同宗門別寺133件を合わせて、別寺は144件、70.6%で極めて多い。「同一寺」で別株であるものは42件、別株総数の20.6%で少数派であるが、別株が寺檀関係だけにとどまらないことを示している(史料3,史料4参照)。しかし、別株の多くが寺檀関係に由来するものといえてよい。

なお、別株の記載が「別記」であるものでは、別宗門であるものが11.7%と比較的多いが、別記では本株が見つからない(「不詳」)のものが多いため、実際にはもっと別宗門が多いと見られる。実際、「本株不詳」の19件のうち、小浜村の6件および大森村の6件はそれぞれこれら2村に浄土真宗の宗門改帳が欠けるために不詳となっているものと推定される。したがって、これらの本株がすべて浄土真宗、別宗門とすると、別宗門は合計11件5.4%でなく、23件11.3%となり、同宗門別寺と合わせて、別寺は156件、76.5%になる。

表7 別株の寺檀関係と記載形式

寺檀関係	総数	同記	別記	総数	同記	別記
総数	204	127	77	100.0	100.0	100.0
別宗門	11	2	9	5.4	1.6	11.7
同宗門別寺	133	102	30	65.2	80.3	39.0
同一寺	42	23	19	20.6	18.1	24.7
本株不詳	19	0	19	9.3	0.0	24.7

史料3 同一寺・同配の別株（別株（同家）の記載から記載欠落への変化）別株16市村
（1863年）

69 一 浄土宗郷田村西睦寺旦那印

高三十六斗老升三合

善兵衛印

当亥七十才

同家

持高拾八石五斗

山口嘉平次印

同三十八才

嫁

きち印

同三十二才

養子

久米三郎印

同三十三才

娘

とゑ印

同三十一才

孫

しげ印

当亥十二才

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

（以下孫7人略）
ゞ拾参人内 七人男
ゞ拾参人内 六人女

（帳尻の上申者の1人として書かれた山口嘉平次に頭百姓の肩書きあり）

（1864年）

一 浄土宗郷田村西睦寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

同寺旦那印

史料4 同一寺の別配の別株，別株から借家へ独立
（1863年）
別株29黒松村
持高式斗八升家持

8 一 浄土真宗後地村光善寺

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

同宗同寺旦那印

仲助印
千代太印
女房
もん印
母
いし印
ふん印
妹
あさ印
うめ印
女房
仲
与太郎印

亥五十才

同廿才

同四十六才

同四十七才

同三十才

同十一才

同四十二才

同五才

同三十才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

同廿七才

3.2 宗門

別株を宗門別にみると表8のように、浄土真宗が80.9%であり、表9の銀山領宗門改帳の全家数における

浄土真宗の割合83.6%とほぼ同じである。しかし、より詳しく見るため、別株発生率（宗門別別株数/宗門別全家数）を計算すると、浄土真宗において3.1%で、浄土宗（4.6%）や禅宗（3.9%）に比べてやや低いともいえる。

別株を持つ家（本株）の宗門の構成は表9のように、浄土真宗が90.1%で、その割合は表8の別株における割合80.9%より高い。つまり、浄土真宗では、他宗門を別株にもつものが多いことにより別株を持つ家の割合が高いという結果であるといえる。

宗門別に寺檀関係を見ると、別株に占める「同一寺」の割合（表示なし）は、禅宗で半数近い（7/15）が、他のどの宗門でも約20%（総数42/204）である。「別宗門」は浄土真宗では1件のみで、極めて少ないことが目立っている。「同一寺」は別株の理由が寺檀関係ではないことを意味し、階層が高いことを意味すると見られる。

「別寺」は逆に浄土真宗でのみ78.2%と多く、他宗門では少ない。このような宗門間での寺檀関係の差が生まれるのは、浄土真宗は他宗門に受け入れられていないこと、よりの確には浄土真宗の側が他宗門である本株の別株となることを避けている結果であるといえる。浄土真宗は同一宗派の「別寺」として集中的に発生しているが、結果的には別株発生率は、先に述べたように、他の宗門（法華を除く）より低い。

表10は別株と本株が別宗門である場合23件の宗門の組合せを示す。特徴的なのは浄土真宗が別株として他宗門に受け入れられているのは真言宗への1件のみである。逆に、他宗門では浄土真宗に受け入れられているものが多数であることである。なお、ここには、小浜村の浄土3件、禅3件、大森町の浄土5件、法華1件の本株不詳の別株12件は、すべて本株が浄土真宗（宗門改帳欠如）と推定して、ここに含められている。もし、仮にこの12件を除いても、浄土真宗への集中度は低下するが、浄土真宗と他宗門との関係は変わらない。

以上の結果は銀山領の村々で浄土真宗が多数派であることと、浄土真宗が他宗門徒の別株となることを避けていることの2つの要因からもたらされているものである。後者はおそらく、他宗門との婚姻を避けることによるものとみられる。また、浄土真宗では同宗門の別寺の別株になることも他宗門に比べれば避けている。見方を変えると、石見銀山領では、他宗門徒や同宗門別寺の別株となることを避けている浄土真宗が多数であることから別株の発生がやや押さえられているものと考えられる。また、他宗門から見れば、多数派である浄土真宗と婚姻関係をもっても別株を持つことによってその宗門を維持していると

表8 別株の宗門別、寺檀関係

宗門	総数		別宗門				別株発生率(%)
	別宗門	別寺	同一寺	本株不詳	別株発生率(%)		
総数	204	100.0	11	132	42	7	3.2
浄土真	165	80.9	1	129	30	5	3.1
浄土	19	9.3	12	2	4	1	4.6
禅	15	7.4	6	1	7	1	3.9
法華	5	2.5	4		1	0	2.7

小浜村の浄土3件、禅3件、大森町の浄土5件、法華1件は本株不詳であるが、すべて別宗門の浄土真宗（宗門改帳欠如）とみなす。
宗門別別株発生率は、宗門別に別株数を表9の全家数で割ったもの。

表9 宗門別に見た家数および別株のある本株数

宗門	別株のある本株数	全家数	別株発生率(%)
総数	182	6470	100.0
浄土真	164	5408	83.6
浄土	8	415	6.4
禅	8	383	5.9
法華	1	185	2.9
真言	0	78	1.2

表8で浄土真宗と推定した本株不詳12件は含まない。

表10 別株と本株の異なる宗門の組合せ

別株	本株			
	総数	浄土	浄土真	真言
総数	23	2	20	1
浄土	12	-	12	0
浄土真	1	0	-	1
禅	6	1	5	0
法華	4	1	3	0

小浜村の浄土3件、禅3件、大森町の浄土5件、法華1件の本株不詳の別株計12件は、すべて本株が浄土真宗（宗門改帳欠如）と推定して、ここに含める。

いえ、他宗門にとっては別株が存続に働く。ただし、その発生頻度は低い。

3.3 持高

別株には通常、持高が書かれていず、本株の世帯に包摂されていると考えられる。しかし、表 11 のように本株とは異なる持高が記載されている別株も 15 件⁽³⁾ 存在する。これらには比較的規模の大きいものもあり、合計 122.431 石、別株 1 件当たり平均 8.16 石にも上り、別株のある本株の持高を合計した 403.15 石の 3 分の 1 近い持高となり、持高をもつ別株は、特殊な中上層であることがわかる。

表11 持高別、別株数と別株発生率

持高(石)	別株のある家	別株の持高	総家数	別株発生率
総数	201	15	6,470	3.1
無高	102	0	3,459	2.9
1未満	37	4	1,191	3.1
1-5	25	5	932	2.7
5-10	9	2	349	2.6
10+	9	4	227	4.0
不詳	19	0	312	6.1
持高計(石)	403.15	122.431	525.581	-

別株発生率は、本株の持高別家数に別株のある家数が占める割合。別株の持高は本株と異なる持高が記載されているものについて。

表12 別株の持高別、別株の記載の有無

持高(10 ⁻³ 石)	総数	なし	あり
総数	15	11	4
30	1		1
370	1	1	
483	1		1
562	1	1	
1015	1	1	
1021	1	1	
1948	1	1	
3459	1	1	
4602	1	1	
5050	1	1	
7550	1	1	
10628	1	1	
18500	1		1
31213	1		1
36000	1	1	

「なし」は戸主とは別の持高を持つ成員で、別株の記載がないもの。

別株を持つ家はすでに見たように全世帯(本株) 6470 軒に対して 3.1%であるが、これを持高別に見ると、持高不詳を除外すると、10 石以上の無高における発生率 4.0%が最も多い。これ以外の持高では、別株発生率は 3%内外でどの持高でも大きく異なることが特徴的で、無高に特有のものとはいえない点は、山岡(1972)の指摘するとおりである。

さきに寺檀関係を見たが、持高と寺檀関係の関係をみると、上記 15 件は 1 件を除きすべて同一寺である。残る 1 件は同宗門別寺であるが、その世帯では本株が 0.43 石、別株が 0.03 石で、別株に持高があるととっても無高に近い。つまり、別株に持高があるものはほぼすべて同一寺で別株である理由は寺檀関係によるものでないといってよい。この 15 件中、4 件のみが別株と記載され、11 件は記載がなく(表 12)、持高の記載を見て我々が別株と判断したものである。このように別持高の別株は寺檀関係からの必然性はなく、持高の分割が理由と見られる。

3.4 性別・年齢・相続人

別株の筆頭人の性別は、表 13 のように $80/204=39.2\%$ が女性で、男性の方が 60.8% で多い。しかし、全家 6470 人の戸主のうち女性は 520 人(男性 5943 人)、 8.0% であるから、この戸主に比べれば、女性の割合ははるかに高いといえる。

別株の年齢は、3 歳から 86 歳までにわたっているが、20 代が最も多く、 $50/204=24.5\%$ である。戸主についてみると(表なし) 40 代が $1724/6470=26.6\%$ で、戸主に比べて 20 歳

表13 別株筆頭人の性・年齢

年齢	総数	女	男	女	男
総数	204	80	124	100.0	100.0
3-9	12	4	8	5.0	6.5
10-19	30	10	20	12.5	16.1
20-29	50	15	35	18.8	28.2
30-39	41	17	24	21.3	19.4
40-49	31	14	17	17.5	13.7
50-59	16	7	9	8.8	7.3
60-69	12	4	8	5.0	6.5
70-86	8	6	2	7.5	1.6
不明	4	3	1	3.8	0.8
平均年齢	33.9	37.0	31.9		

平均年齢は数え年の単純平均で、実年齢はそれぞれマイナス1歳。ほど年齢が若い方にずれる。実際、別株の平均年齢⁽⁴⁾は33.9歳であるが、戸主についての平均年齢は45.3歳で、10歳あまり若い。

別株の年齢別割合は、男が29歳以下で女より多いが、30歳以上では女がおおむね男より多い。実際、平均年齢は、女37.0歳、男31.9歳で、女の方が高い。これは、戸主についての平均年齢が男女ともほとんど変わらない（女45.2歳、男45.3歳）のと対照的である。

別株には「誰の相続人である」との相続の記載がある場合がある。これは、表14のように、43件、21.1%である。男女別に見ると、女は32.5%で、男13.7%の倍以上となっている。女が実家の誰かの相続人であることが男より多いようだ。なお、相続の記載の有無によって寺檀関係の違いはあまり大きくなく（表省略）、寺檀関係と相続の記載との関係はないといえる。

寺檀関係を性別に見ると、表15のように、別株は女が男より多く77.5%であるが、同一寺はさきに見たように、持高の分割という性格があり、男が29.8%で、女（6.3%）の5倍近い。

3.5 戸主との続柄

別株の続柄（本株戸主との）は、表16のように、書かれていない場合が多く（106/204=52%）、書かれている場合は半分以下で、98件、48%にすぎない。しかし、多くの場合、戸主との血縁がまったくなくて記載されていないものとは考えられず、別株の記載が優先されて戸主との続柄が省略されたものと考えられる。このため、たとえば、別株

表14 別株筆頭人の相続人の記載の有無と性別

相続記載	総数	女	男
総数	204	80	124
あり	43	26	17
なし	161	54	107
総数	100.0	100.0	100.0
あり	21.1	32.5	13.7
なし	78.9	67.5	86.3

表15 別株筆頭人の寺檀関係と性別

寺檀関係	総数	女	男
総数	204	80	124
別宗門	11	4	7
別寺	132	62	70
同一寺	42	5	37
不詳	19	9	10
総数	100.0	100.0	100.0
別宗門	5.4	5.0	5.6
別寺	64.7	77.5	56.5
同一寺	20.6	6.3	29.8
不詳	9.3	11.3	8.1

表16 別株筆頭人の戸主との続柄

続柄	総数	女	男
総数	98	42	56 (106)
悻	9		9 (27)
弟	6		6 (20)
娘	6	6	(8)
女房	7	7	(7)
甥	8		8 (6)
妹	4	4	(8)
母	1	1	(7)
父	1	1	(6)
姪	6	6	(1)
兄	2		2 (2)
孫			(4)
姉	1	1	(2)
従弟	2		2 (1)
祖父	1	1	(1)
伯母	2		2 (2)
夫			(2)
養子	2		2
下男	1		1
叔父	1		1
叔母			(1)
祖母			(1)
伯父			(1)
智			(1)
不詳	38	15	23

別株204件のうち記載から明白なもの98件を示す。()内は年齢・家族構成からの推定による。

不詳38件は推定した106件を除いたもの。

に女房と書かれていなくても、子どもの存在などから女房と推定される場合がある。この場合、宗門改帳は婚姻関係を示す書類としての機能を果たさないのであるが、なぜこのような記載がされるのか理解に苦しむところである。別株の記載がそれほど重要なのであろうか。

続柄が書かれていない場合に、別株を含む家族構成と別株の年齢によって推定することはできるが確定することはできない。そこで推定によらず、記載されたものによることにする。別株は本株の戸主から見た直系の倅9件、娘6件とともに傍系の弟6件、妹4件、甥8件、姪6件が同じ程度見られる。女房も7件と比較的多い。

4.おわりに

幕末石見銀山領の宗門改帳に現れた別株の記載は、従来部分的に研究されたことがあるが、今回、主として63村6470軒の熊谷家宗門改帳から見いだされる204例を分析することにより家制度としての別株について以下のようなことが分かった。

別株は戸主とは別の寺檀関係を持つものが76.5%と多数を占め、その存在は寺檀関係との関係が強いといえるが、寺檀関係とは全く関係がなく、持高分割目的と見られるものも明らかに存在する。したがって、別株は異なる目的で設定されたものが存在するといえる。これは別株が家制度であるから、家の持つ多様な側面を反映しているものといえるだろう。別株への登場は女性よりも男性の方が多いが、戸主となる場合と比較すれば、女性の登場は多い。女性の別株は同一宗門の別寺を受け継ぐというものが77.5%と圧倒的である。別寺との寺檀関係を受け継ぐという形で、実家の継承がなされているものとみられる。このとき姓が使われていたのかどうか確証がないが、この姓に代わる役割を寺檀関係が持ち、家を表していたのかも知れない。

別株は、本来、村内構成員としての百姓株と同等の権利義務を持つ主体と考えられる。しかし、その程度は様々であったと考えられる。なぜなら、詳しい分析は別の機会に譲るが、熊谷家文書宗門改帳(1863,64年)の村の対応する年次の五人組帳は熊谷家文書には存在せず、1865,66年のものになるが、これらに対比させると、別株が五人組の構成員としてほとんどそのまま登場する場合と、ほとんど登場しない場合まで様々である。

別株は、家の中の従属的地位にある構成員に村内構成員としての権利義務を付与することにより、その家の権利義務が強化しその家の機能が強化されると言ってよいだろう。そのことが家にどのような変化をもたらしたのかより動的な影響を明らかにすることが今後の課題となる。

謝辞

本研究に用いた電子ファイル化された石見の宗門改帳RYOMAを作成された速水融氏と落合恵美子氏を中心とするユーラシア・プロジェクト(EAP)関係者の皆様に、石見の宗門改帳のマイクロフィルムの利用を許可いただいた速水融氏と黒須里美氏に、石見の宗門改帳のデジタル・アーカイブの利用を許可いただいた島根大学附属図書館の皆様に、宗門改帳の翻刻作業にあたった加藤絵里子さん、高橋真千子さんに深く感謝したい。

本稿は、島根大学2008年度萌芽研究プロジェクト(会下和宏代表)、日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)17320098、2006-8年度(小林准士代表)および同(B)19330077、2007-09

年度（代表廣嶋）の研究成果の一部である。

注

(1) 忍原村の宗門改帳は、ほかに 1866, 67, 68, 69 年の 4 年次分が存在するが、未解読である。

(2) 集計したのは熊谷家文書宗門改帳の（EAP 村番号 63）温泉津村まで 63 村・町で、90 畑田村、91 吉浦村、92 波積南村、93 福光林村は含まれていない。

(3) これ以外に、別株に「無高」と記載されているもの 6 件がある。しかし、これらはたまたま記載されているものと考えられ、本株の持高に包摂されているという意味で他の持高の記載されていない別株と同じものと考えられるので、「別の持高を持つもの」から除外した。

(4) ここでの平均年齢は、数え年年齢の単純平均で、実年齢（誕生からの年数）は観察年の年央においてこれから 1 歳を減じたものである（廣嶋 2002）。数え年は整数であって実数で表すのは不適切であるが、一般の慣習になった。

文献

岩成博・江面龍雄 1963 「石見銀山領における年貢諸役の推移と農村構造—安濃郡刺賀村，邇摩郡忍原村を中心として—」『山陰文化研究紀要』4 号，180-206。（内藤正中編『近代島根の展開構造』1977 年，名著出版，p.25-40）

廣嶋清志 2002 「幕末石見天領の人口機構—単年次宗門改帳による観察」『経済科学論集』28，1-28.

山岡栄市 1972 「銀山領宅野村宗門帳の分析」『山陰文化研究紀要』12 号，180-206。